

受領証の交付を受けたおふたりへ

- 1 この受領証は、「中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」の目的に沿って使用してください。控えをとる場合は、この面（裏面）もあわせてご利用ください。
- 2 この受領証は、おふたりが確認した内容に基づき作成しています。確認内容に変更が生じた場合は、すみやかに区に届け出てください。
- 3 以下のいずれかに該当する場合は、この受領証等を区に返還してください。
 - ① 要綱第3条各号の要件を満たさなくなったとき。
 - ② 一方が死亡したとき。
 - ③ 双方が宣誓書及び確認書の取下げを希望するとき。※受領証の再交付を受ける場合も、受領証の返還が必要です（紛失を除く）。

受領証の提示を受けたみなさまへ

中野区では、多様な生き方、個性及び価値観を受け入れることができる地域社会を実現することを目指す取組の一環として、パートナーシップの宣誓を行ったおふたりに対して「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証（この受領証）」を交付するとともに、おふたりからパートナーシップの関係等を明記した公正証書等を受領した場合には「パートナーシップ公正証書等受領証」を交付する取組を行っています。

受領証の提示を受けたみなさまは、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

なお、これらの受領証は、提示等によって法律上の権利・義務などを付与する効果を生じさせるものではありません。